

石岡市告示第25号

事後審査型一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年2月13日

石岡市長 今 泉 文 彦

1 入札に付する事項	
件名	29単・石岡一丁目雨水マンホールポンプ設置工事
工事場所	石岡市 石岡一丁目 地内
工事概要	マンホールポンプ設置 N＝2.0基 Φ8mm×3.7kW N＝2.0基 中継ポンプ制御盤 N＝1.0面 非常通報装置 N＝1.0基
工期	契約日の翌日から平成30年3月30日（標準工期150日間）まで
予定価格	金10,900,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	設定する。（ランダム係数方式により最低制限価格を算出） 本工事の最低制限基本価格は「建築工事」として算出する。 （石岡市ホームページ内「石岡市建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領」参照）

2 競争参加資格	
この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
(1) 入札参加資格	ア 平成29・30年度の石岡市における機械器具設置工事に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。 イ 平成29・30年度の「石岡市入札参加資格審査申請（建設工事）」の際に提出した総合評定値通知書において、機械器具設置工事の総合評定値が650点以上であり、かつ機械器具設置工事の完成工事高を有すること。 ウ 一般又は特定建設業の許可を有するもの。 エ 平成19年度以降に完成した工事で、元請として機械器具設置工のポンプ設備工事（雨水排水・下水処理施設）において施工実績を有するもの。
(2) 所在地要件	石岡市・つくば市・土浦市・かすみがうら市・小美玉市・笠間市・桜川市に建設業法に基づく営業所を有すること。

(3) 経営事項審査	建設業法第27条の23に規定する「経営事項審査」について、公告日から落札者が決定する日までの間において、受審した経営事項審査が有効であること。
(4) 手持ち工事の数	石岡市の発注する手持ちの工事件数（随意契約を除く。）が3件以内であること。
(5) 同時落札制限	なし
(6) 手持ち工事の制限	なし
(7) 技術者の配置	建設業法に基づき主任技術者等を配置できること。
(8) 共通事項	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（1参照）

3 設計図書等の閲覧	
(1) 閲覧期間	公告日から平成30年3月1日（木）午後5時まで
(2) 閲覧方法	石岡市ホームページよりダウンロードすること。

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付日時	公告日から平成30年2月20日（火）午後5時まで
(2) 質疑提出先及び方法	質疑をする際、石岡市ホームページから様式をダウンロードし、下記のファクシミリ番号へ送信すること。送信後、下記の電話番号へ送信の確認をすること。 都市建設部 道路建設課 ファクシミリ番号 0299-22-6070 電話番号 0299-23-1111
(3) 回答日時及び方法	平成30年2月22日（木）までに、質疑者に回答するとともに、石岡市ホームページにおいて公表する。
(4) 共通事項	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（3参照）

5 入札方法等	
(1) 入札方法	郵便入札 日本郵便株式会社（郵便局）が扱っている<u>一般書留</u>又は<u>簡易書留</u>のいずれか
(2) 入札書等の受付期間	平成30年2月23日（金）から 平成30年2月28日（水）午後4時まで
(3) 入札時の添付書類	ア 入札書（郵便入札用） イ 積算内訳書
(4) 入札書送付先	郵便番号315-8640 石岡市役所 総務部 契約検査課 あて

	日本郵便株式会社石岡郵便局留 (ポストに投函はしないでください。郵便局の窓口にお出し ください。)
(5) 共通事項	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（４参照）

6 入札（開札）	
(1) 入札（開札）日時	平成30年 3 月 2 日(金)午前9時30分
(2) 入札（開札）場所	石岡市役所 本庁 本館 3階 小会議室 茨城県石岡市石岡一丁目1番地 1
(3) 入札（開札）の立 会い	開札の際の立会いを希望する場合は、当該入札案件の 入札参加者とし、開札会場内の「立会人受付簿」に会社 名と氏名を記入すること。なお、会場準備の都合により、 立会は原則 1 社 1 名とする。 入札参加者が立会いできない場合は、地方自治法施行 令第167条の 8 第 1 項の規定により、当該入札事務に関 係のない職員が立会うこととする。
(4) 入札結果の公表	入札終了後（事後審査前）及び落札決定後（事後審査 後）に、石岡市ホームページに入札結果を掲載する。

7 落札候補者の決定	
(1) 共通事項	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（８参照）

8 落札候補者の事後審査及び落札者の決定	
(1) 提出期限	落札候補者通知があった日の翌日まで（※ただし、翌日 が土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23 年法律第178号）に規定する休日の場合はその翌日とす る。）
(2) 提出書類及び方法	ア 一般競争入札参加申請書 イ 建設業の許可証明書の写し ウ 最新の経営事項審査結果通知書の写し エ 配置予定者の現場代理人及び主任（監理）技術者の 雇用を確認する書類 オ 配置予定者の主任（監理）技術者の資格等を確認す る書類 カ 専任技術者証明書の写し、経營業務の管理責任者証 明書の写し キ 2 競争参加資格(1)入札参加資格エの実績を確認で きる書類（実績一覧表（契約名称、契約額、契約日、

	工事期間，工事概要，発注機関名，その他事項），契約書の写し，コリンズ等） 上記の書類を，総務部契約検査課へファクシミリで送信すること。 ファクシミリ番号 0299-24-0324
(3) 落札者の決定方法	一般競争入札公告共通編（建設工事）による。（10参照）

9 入札保証金及び契約保証金	
(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	要する。（契約金額の1／10以上の額とする。）ただし，利付国債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証金を免除する。

10 前金払及び中間前金払
公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前金払の保証契約を締結した場合は，請負代金の4割で計算した金額以内の前金払を請求できる。 中間前金払の認定を受け，保証事業会社と中間前金払の保証契約を締結した場合は，請負代金のうち，2割以内の中間前金払を請求できる。

11 その他
(1) 入札に参加するために必要な資格等については，本入札公告に定めるもののほか，一般競争入札公告共通編（建設工事）によるものとする。 (2) 契約にあたっては，契約書の作成を要する。 (3) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき，分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 (4) 契約締結後，コリンズの登録をすること。 (5) この入札に参加したものは，当該工事の下請けはできないものとする。